京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例（令和８年１１月１１日京都市条例　１６　号）（都市計画局都市景観部景観政策課及び都市計画局建築指導部建築指導課）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行により景観法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　１６　号

京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

（京都市市街地景観整備条例の一部改正）

第１条　京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

第２３条各号列記以外の部分中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正）

第２条　京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「景観整備機構（以下「機構」」を「景観整備推進法人（以下「推進法人」」に改める。

第４条第６項並びに第５条第１項前段及び第３項後段中「機構」を「推進法人」に改める。

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市計画局都市景観部景観政策課及び都市計画局建築指導部建築指導課）